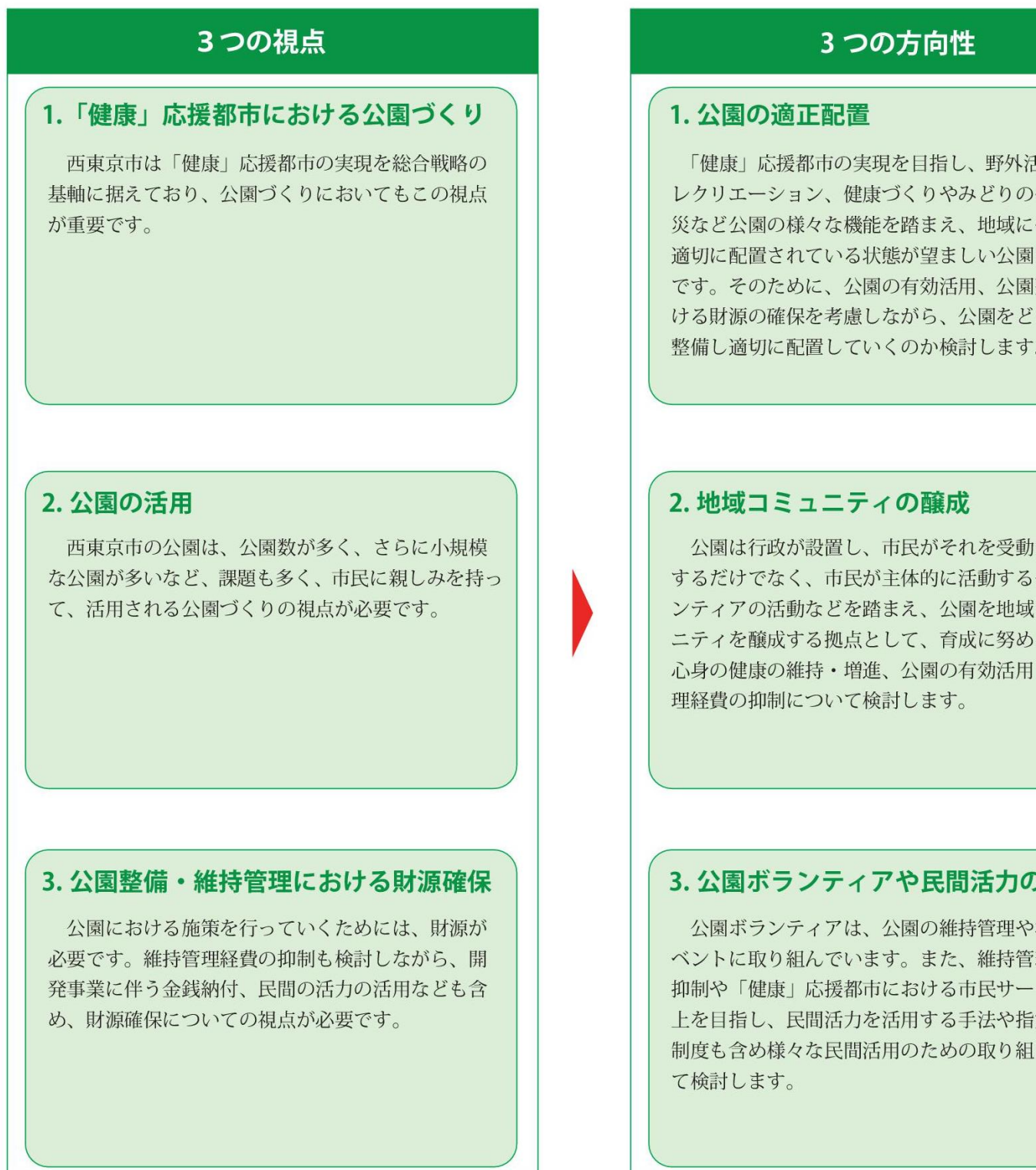


### 第3章 「健康」応援都市における公園づくり

## 第3章「健康」応援都市における公園づくり

3つの視点及び3つの方向性と「健康」応援都市における公園づくりの基本方針との関係の一覧です（図3.1）。本章では、各方針及び施策の内容について記述します。



## 「健康」応援都市における公園づくりの基本方針

### 基本方針①：大きな公園は個性を活かしたリニューアルをしよう

- ・ 施策①：みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルしよう

### 基本方針②：公園空白地区には新たな公園を設置しよう

- ・ 施策①：地域の実情に沿って公園空白地区の基準を見直そう
- ・ 施策②：借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には新たな公園の設置を目指そう

### 基本方針③：老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう

- ・ 施策①：公園遊具等の老朽化に伴い市民ニーズに合った更新をしよう
- ・ 施策②：樹木の老木化への適切な対応により良質なみどりを確保しよう

### 基本方針④：市民や民間と協働して公園づくりを進めよう

- ・ 施策①：市民協働を推進し、公園づくりに楽しく参加する市民を増やそう
- ・ 施策②：民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう

### 基本方針⑤：小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう

- ・ 施策①：市民や民間等による小規模公園や緑地の活用を推進しよう

### 基本方針⑥：財源の確保の方法を工夫しよう

- ・ 施策①：みどり基金の充実を図るとともに原資である金銭納付の基準を見直そう
- ・ 施策②：民間活力を活用し、収益をあげる公園をつくろう

活動、運動、  
保全、防  
偏りなく  
の在り方  
整備にお  
のように  
。

的に利用  
公園ボラ  
のコミュ  
することで、  
と維持管

### 活用

様々なイ  
理経費の  
ビスの向  
定管理者  
みについ

### 3-1 「健康」 応援都市における公園づくりの方針一覧

「健康」応援都市における公園づくりに向けて、計画の具体的な方策を次の様にまとめます（表 3.1）。各方針の詳細については、次節に記述します。

表 3.1 方針一覧

「健康」 応援都市における公園づくり		
基本方針	基本施策	基本施策で重視する観点
① 大きな公園は個性を活かしたりリニューアルをしよう	<b>施策①</b> みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの基本計画の中にある「みどりのシンボル拠点」を優先し、利用者の多い公園緑地をリニューアル</li> <li>・西東京いこいの森公園、谷戸せせらぎ公園、文理台公園、西原自然公園など比較的大きな公園のリニューアル、特色づくりの推進</li> <li>・都立東伏見公園などの機能充実（要請）</li> </ul>
② 公園空白地区には新たな公園を設置しよう	<b>施策①</b> 地域の実情に沿って公園空白地区の基準を見直そう  <b>施策②</b> 借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には新たな公園の設置を目指そう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園空白地区の基準の見直しを行い、空白地区の借地公園、生産緑地等の土地売却発生時に、新設公園を整備</li> </ul>
③ 老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう	<b>施策①</b> 公園遊具等の老朽化に伴い市民ニーズに合った更新をしよう  <b>施策②</b> 樹木の老木化への適切な対応により良質なみどりを確保しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した遊具等については撤去及び地域のニーズにあった更新を推進する</li> <li>・老木の伐採及び樹木の更新による良質なみどりの確保</li> <li>・上記の維持管理を適切に行いながら、利用者の安全に配慮した管理を行う</li> </ul>

表 3.1 方針一覧

「健康」応援都市における公園づくり		
基本方針	基本施策	基本施策で重視する観点
④ 市民や民間と協働して公園づくりを進めよう	<p>施策① 市民協働を推進し、公園づくりに楽しく参加する市民を増やそう</p> <p>施策② 民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の主体性のある取り組みの支援</li> <li>公園ボランティア活動のさらなる活性化</li> <li>市民協働の推進による公園の維持管理</li> <li>近隣施設等との連携（小・中学校、保育園、児童館など）</li> <li>民間の活力を活用した市民サービスの推進（指定管理者制度の拡充等）</li> <li>民間事業者による公共還元型の収益施設の管理者制度（P-PFI など）の導入等の検討</li> </ul>
⑤ 小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう	<p>施策① 市民や民間等による小規模公園や緑地の活用を推進しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働による特色のある小規模公園や緑地づくり（コミュニティガーデン等）</li> <li>小規模公園や緑地の地域管理や活用の仕組みづくり（地域管理により独自の公園ルールを定め、地域にあった利用ができる公園づくり等）</li> <li>公園以外の公的活用の検討を進めるための、占用規制要件の緩和等についての検討</li> </ul>
⑥ 財源の確保の方法を工夫しよう	<p>施策① みどり基金の充実を図るとともに原資である金銭納付の基準を見直そう</p> <p>施策② 民間活力を活用し収益をあげる公園をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金銭納付の基準やみどり基金の活用範囲の見直しによる良質なみどりの確保</li> <li>設置された緑地を地域管理とする仕組みづくり</li> <li>収益施設の設置、ネーミングライツ等、公園を活用した収益事業の検討</li> </ul>

## 3-2「健康」応援都市における公園づくりの内容

将来にわたって「住み続けたいまち」、「住みたいまち」として選択され続けるためには、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、地域の生活環境も健康水準を向上させるための要素です。市は、そのような考えを基に、まち全体の「健康」を達成するための「健康」応援都市の実現を目指しています。

本節においては、市が進める「健康」応援都市の実現に向けた、市民協働の公園づくりの6つの基本方針について記述します。また、各方針については、公園市民懇談会及び市民ワークショップを通して出た意見を踏まえた内容としており、関連する市民の意見を【理想】【課題】【解決のアイデア】【その他意見】に整理し一覧にまとめています。また、基本方針の内容を踏まえ、市民のニーズを実現するための具体的な施策についても記述します。

### 基本方針①：大きな公園は個性を活かしたりリニューアルをしよう

#### 【基本方針】

本方針における大規模なリニューアルは、「健康」応援都市の実現に向けた、野外活動、運動、レクリエーション、健康づくりやみどりの保全、防災など、様々な機能において各地域の拠点となりうる大きな公園が対象です。

大きな公園については、市民のニーズや世代ごとの利用時間等の違いを考慮した上で、周辺環境や公園の特色等の個性を活かした大規模なリニューアルを進めていきます。そのためにも、大きな公園の大規模なリニューアルを検討する際には、市民ワークショップや公園市民懇談会などを開催し、市民と対話を重ねながら市民協働で事業を推進します。また、大きな公園の大規模なリニューアルでは、市民のニーズを反映し公園機能の充実を図るだけでなく、例えばボール遊びなど、活用の自由度を高くできるように市民とともに検討します。

また、大きな公園の大規模なリニューアルについては、財源の確保の課題もあり、限られた財源の中でより効果的な事業の実施を目指します。そのため、上位計画であるまちづくりの方針を踏まえ、事業の優先順位付けを行うことで、地域全体をより魅力的なものにできるよう、みどりのシンボル拠点を優先的に進めます。

さらには、大きな公園については、周辺環境や公園の特色を活かした個性ある公園づくりを通じて公園のブランディングを進め、ハード面の大規模なリニューアルだけでなく、例え



ば市民が参加できる活動プログラムづくり、ロゴやパンフレット等の公園に関わるデザインのコーディネート、経営的な視点を持った情報発信等、ソフト面の拡充を同時に行っていきます。

#### ◆基本方針①に関連する市民の意見

##### 【理想】

- ・ 地域や公園の特徴を活かした個性のある公園づくりを進めていきたい
- ・ 利用のされている大規模な公園はさらに機能が充実するように整備していきたい
- ・ 世代ごとの利用の仕方や利用時間の違いを考慮して整備を進めたい
- ・ 公園の特色づくりは、ワークショップなどで出た市民の意見を反映していきたい

##### 【課題】

- ・ 大規模なリニューアルをするためには財源の確保等を進めていく必要がある
- ・ 「あの公園に行きたい」と思えるような個性ある魅力的な公園が少ない
- ・ 子育て世代から高齢者まで、幅広い世代が使いたくなる公園が少ない
- ・ ボール遊びなど禁止事項が多いため、公園が広くても活用の自由度は高くない

##### 【解決のアイデア】

- ・ ルールづくりを行い、ボール遊びなど公園でできる活動を増やそう
- ・ 愛称をつけたり、魅力的な遊具や起伏をつくる等、公園の個性をつくろう
- ・ 公園の管理棟など既存施設を改修し、民間のカフェやお店を誘致することで公園で収益をあげる仕組みをつくろう
- ・ 公園の活動プログラムや空間の魅力でブランド化を図り、オリジナルグッズの販売や広告収入等で収益をあげる仕組みをつくろう

##### 【その他意見】

- ・ 河川や農地等、みどりを広く解釈してまちづくりを進めていきたい

## 【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

### 施策①：みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルしよう

大きな公園の大規模なリニューアルと特色づくりは、上位計画である「みどりの基本計画」の「みどりの将来都市構造図」を基に実現を目指します（図 3.2）。根幹的なみどりの集積地である、西東京いこいの森公園、谷戸せせらぎ公園、文理台公園、西原自然公園等は利用者が多く、これらの公園から随時リニューアルしていきます。

「みどりのシンボル拠点」では、特にまとまったみどりの保全と創出を図り、市のシンボルとなるようなみどりの豊かな区域づくりを目指しています。周辺環境や公園の特色を生かした個性ある公園づくりを行うことで、例えばニューヨークのセントラルパークやハイラインの事例のように、公園やみどりの魅力によりエリア全体の価値を高めることを目指します。

また、みどりのシンボル拠点は、市民協働による公園の利活用を推進し、地域で公園づくりへの参加の機運を高めるための拠点でもあると考えています。そのため、公園のハード面のリニューアルを推進するだけでなく、市民協働で公園のルールづくりやプログラムづくりを行うなど、ソフト面のリニューアルも検討することで、市民の公園の利活用を促進します。

大きな公園においては、ハードとソフトの両面から大規模なリニューアルを行うことで、市民が「あの公園に行きたい！」と思えるような魅力的な公園づくりを進めていきます。特に、公園の個性づくりが重要であり、例えば農地の近くにある公園は、オーガニックなカフェや農園などがある食や農業をテーマにしたエコロジカルな公園として大規模にリニューアルする等、地域の資源を活かしたアイデアも市民の意見としてみられました。また、子育て世代を中心とした市民のニーズが高い、ボール遊びや水遊びができる等、様々な活動ができる公園づくりを目指していきます。

地域防災の観点としては、大きな公園を中心に、災害時に使用できるかまどベンチや、防災トイレなどの機能を付加することで、発災時に応急的に利用可能な防災拠点として整備するとともに、例えばテントを張ったキャンプイベントやバーベキュー等、公園でのアウトドア的なイベントの実施を通して、地域の防災意識向上を図る方法も考えられます。

大きな公園の大規模なリニューアルを推進する際には、民間活力の活用も検討しています。その際、各々の「みどりのシンボル拠点」を中心に、エリアで公園経営のビジョンを形



成し、ハードとソフトの整備を推進していくことも検討します。現在、予定している各地域における主なリニューアル内容は次の通りです（表 3.2）。

表 3.2 各地域におけるリニューアル内容

各地域における主なリニューアルの内容	
① 北町緑地保全地域周辺	保全地域と下保谷森林公園・あらかしき公園を連携させ、豊かなみどりの拠点の形成に努めます。その中心となる下保谷四丁目特別緑地保全地区については、保全活用計画を策定した上で、民間活力を活用し、みどり豊かな自然公園として整備します。
② 碧山森緑地保全地域・ 文理台公園周辺	中核となる文理台公園を、民間活力を活用して再整備します。
③ 東伏見公園・石神井川周辺	下野谷遺跡の確実な保存、効果的な活用に向け、都立東伏見公園の整備に際し機能充実を要請しながら、下野谷遺跡用地及び市道部分と一体的に再整備します。整備の基本方針等については、現在策定中の「下野谷遺跡保存活用計画」の中で検討します。
④ 西原自然公園周辺	西原自然公園を植生管理計画に基づき、引き続き市民協働で、雑木林の若返り事業を実施します。
⑤ 西東京いこいの森公園・ 谷戸せせらぎ公園周辺	各公園施設の老朽化を踏まえ、民間活力を活用してリニューアルを行います。西東京いこいの森公園については、駐車場やスケート広場及びボール広場等の老朽化対策も検討します。
⑥ 小金井公園周辺	様々な市民ニーズを踏まえ、公園以外の公的活用の検討を進める等、占用要件の緩和も視野に田無市民公園及び向台公園のリニューアルを行います。  また、みどりのシンボル拠点を担う公園の新設を検討します。

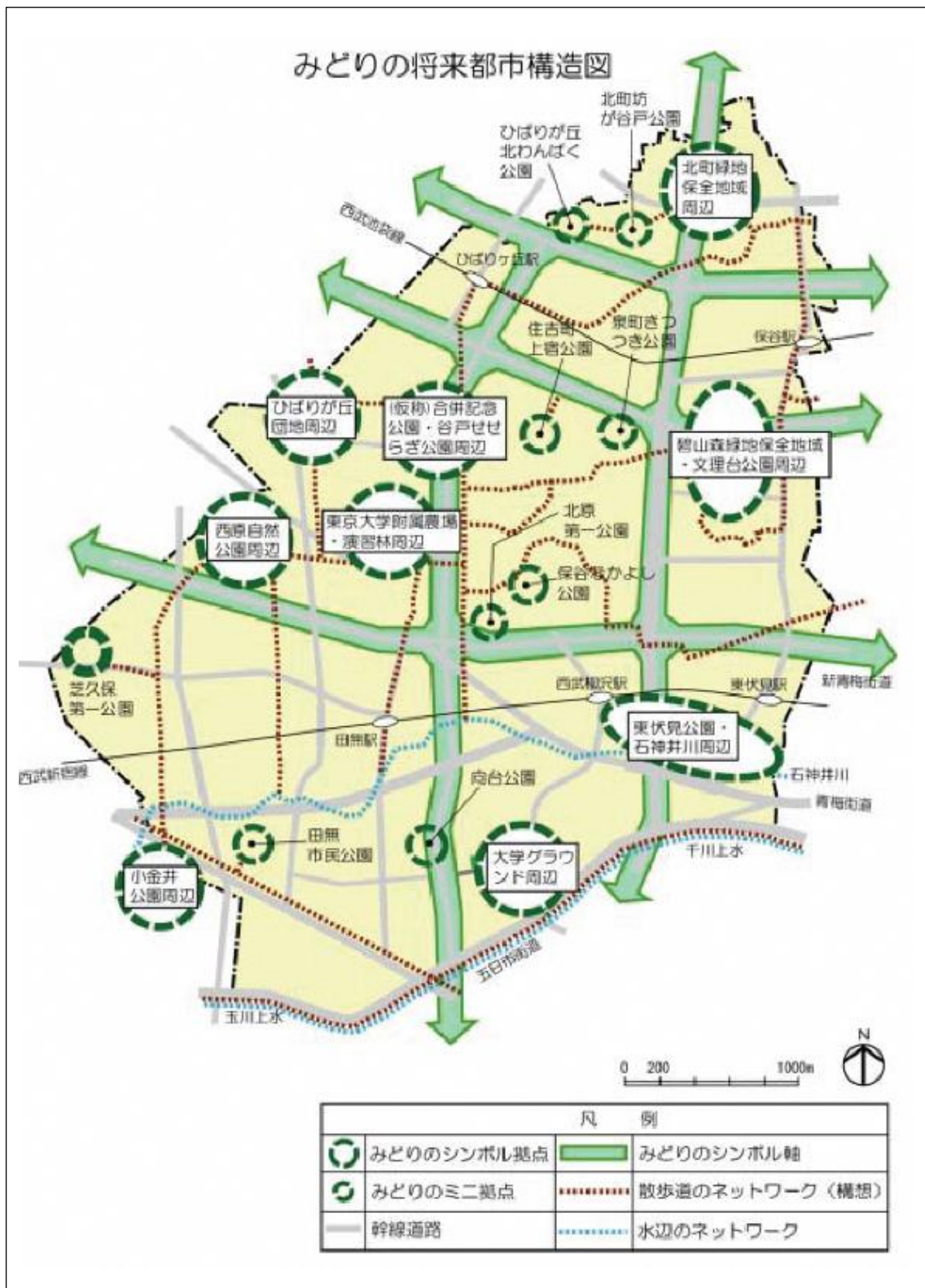


図 3.2 みどりの基本計画におけるみどりの将来都市構造図

## 基本方針②：公園空白地区には新たな公園を設置しよう

### 【基本方針】

公園は、健康づくり、地域のコミュニティづくり、子育て、みどりの保全、防災等の様々な機能があり、私たちの生活に関わりの深い施設です。市民ワークショップの参加者から「日常生活の身近な所に利用したくなる魅力的な公園があると、毎日の生活や子供の遊び方が変わるのではないか」という意見がありました。このように、自宅や職場から徒歩や自転車で行ける距離に魅力的な公園があると、日々の忙しい生活の中であっても公園を利用するきっかけは増えると考えられます。そのような視点から、本方針では、自宅や職場から徒歩や自転車で容易にアクセスできる範囲にあり、かつ市民が利用したくなる魅力的な公園をどのように新設していくのかを記述します。

市民が生活の身近な場所にある公園を利用することで生活の豊かさや健康に実感を持つ環境を整えるためにも、これまでの公園空白地区の基準を地域の状況や市民の公園利用の実態に沿ったかたちで見直します。

基本的な考え方としては、地域における公園配置の不均衡を是正し、様々な公園利用や機能、役割を実現する受け皿としての公園整備を検討するにあたり、身近に公園等がない地域を公園空白地区として定義します。公園空白地区には、新しい公園を優先して設置し良質なみどりを確保するとともに、市民が利用したくなるような魅力的な公園づくりを進めていきます。また、公園空白地区に市民の利用を促すような一定程度の規模以上のまとまった土地を確保するため、既存の借地公園や生産緑地等の取得を目指します。

## ◆基本方針②に関連する市民の意見

### 【理想】

- ・ 借地公園や公園空白地区の生産緑地等は取得を目指していきたい
- ・ 公園の大きさだけでなく、みどりの質についても充実したものにしていきたい
- ・ 日常生活の身近なところに利用したくなる魅力的な公園があると毎日の生活や子供の遊び方が変わる

### 【課題】

- ・ 新たに公園を新設するためには財源の確保等を進めていく必要がある
- ・ 生産緑地の減少や樹木の伐採など、まちの緑が失われている

### 【解決のアイデア】

- ・ みどり基金の充実やみどりの質の確保に向けて協議しよう
- ・ 公園の管理棟などの既存施設等を改修し、民間のカフェやお店を誘致することで公園で収益をあげる仕組みをつくろう
- ・ 公園の活動プログラムや空間の魅力でブランド化を図り、オリジナルグッズの販売や広告収入等を得る仕組みをつくろう

### 【意見】

- ・ 500㎡では公園空白地区が多い印象がないので、さらに公園面積の基準を上げてほしいのではないかと感じる
- ・ 東京都管轄の公園や近隣自治体の公園を活用することもあるので、体感として公園が少ないとは思っていない
- ・ 田無町地区には東大農場があるが、全体的にみどりが少ないと感じている
- ・ 地区毎の人口密度に合わせて、公園の規模を検討できるとよい

## 【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

### 施策①：地域の状況に沿って公園空白地区の基準を見直そう

公園は、街区公園（標準 2,500 m<sup>2</sup>以上）、近隣公園（標準 20,000 m<sup>2</sup>以上）、地区公園（標準 40,000 m<sup>2</sup>以上）等、そのサイズによって機能や地域での役割が異なります。本来の望ましい環境は、自宅や職場から徒歩や自転車で容易に行ける範囲に市立公園があることです。国土交通省の基準においては、各公園の誘致距離の目安として、市内のどの地点においても、街区公園は 250m、近隣公園は 500m、地区公園は 1,000m の範囲にあることが望ましいとされています。また、公園の面積についても、都市公園の住民 1 人当たりの望ましい面積が 5 m<sup>2</sup>（市の都市公園の一人あたりの公園面積の現状は 1.28 m<sup>2</sup>ですが、都市公園以外の公園を加えると一人あたりの公園面積は 1.84 m<sup>2</sup>となります。〈公園調書平成 29 年 4 月 1 日現在〉）と定められています。

しかし、市の土地利用は大部分を宅地が占めている現状を考慮すると、そのような望ましい環境をすぐに実現することは難しいのが現実です。そのため、市の現状や市民の生活に沿った公園づくりを戦略的に進めていくために、公園実態調査の結果を踏まえ、公園空白地区の基準を見直します。

公園空白地区の見直しを検討する上での根拠として、公園実態調査の結果から、公園面積が 500 m<sup>2</sup>以上のものは市民の利用がみられたのに対し、公園面積が 500 m<sup>2</sup>より小さい公園はあまり利用がみられない傾向にあることが分かっています。この結果を踏まえ、配置済扱いとする公園面積を市民の利用が多くみられる 500 m<sup>2</sup>以上とします。この 500 m<sup>2</sup>以上の公園を抽出した場合の空白地区は、図 3.3 の網掛けのない部分となります。この空白地区については、基本的には街区公園規模以上の公園整備を理想としつつ、まずは前述した 500 m<sup>2</sup>以上の公園の設置を目指します。

配置済扱いとする公園の種類については、市民から「東京都管轄の公園や近隣自治体の公園を活用することもあるので、体感として公園が少ないとは感じていない」という意見もあるように、市民の生活においては地域にある市立公園以外の公園や緑地も活用されています。そのような状況を踏まえ、配置済扱いとする公園は、公立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園の他、都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園とします。また同様に、配置済扱いとする公園に準じる施設としては、市民の生活における利用状況を踏まえ、土地所有者が、国、東京都、区市である特別緑地保全地区、栄町二丁目樹林地、

近隣区市の市立公園、都立公園及び緑地保全地域とします。

公園の誘致圏については、現行基準通りの250mとします。250mとは、一般的に徒歩3分程度、自転車で1分程度の距離であり、市においては徒歩や自転車の利用が多いことから、自宅や職場から容易にアクセスできる距離であると考えられます。ただし、誘致距離の起点について、配置済扱いとする公園、配置済扱いとする公園に準ずる施設は当該公園等の中心としますが、面積の大きな近隣公園、地区公園、都立公園については、当該公園の出入口とします。

## 【見直し前】の公園空白地区の基準（現状条件）

### 【配置済扱いとする公園について】

#### ◆公園面積 200 m<sup>2</sup>以上で、次の条件のもの

- ・土地所有者が市、東京都、国で、市が管理している公園
- ・土地所有者が都で、都営住宅内に設置されているが、市が管理している公園
- ・土地所有者が都市再生機構で、都市計画施設として位置付けられているもの又は協定に基づき設置されたもので、市が管理している公園

### 【配置済扱いとする公園に準ずる施設について】

#### ◆市立公園ではないが、校庭開放されている市立小学校

### 【公園の誘致圏】

#### ◆半径 250m（街区公園の誘致距離と同様）

- ・鉄道・幹線街路等による分断を考慮

## 【見直し後】の公園空白地区の基準

### 【配置済扱いとする公園について】

#### ◆公園面積 500 m<sup>2</sup>以上で、次の条件のもの

- ・市立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園
- ・都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園

### 【配置済扱いとする公園に準ずる施設について】

#### ◆市立公園ではないが、土地所有者が、国、東京都、区市である 500 m<sup>2</sup>以上で、次の施設

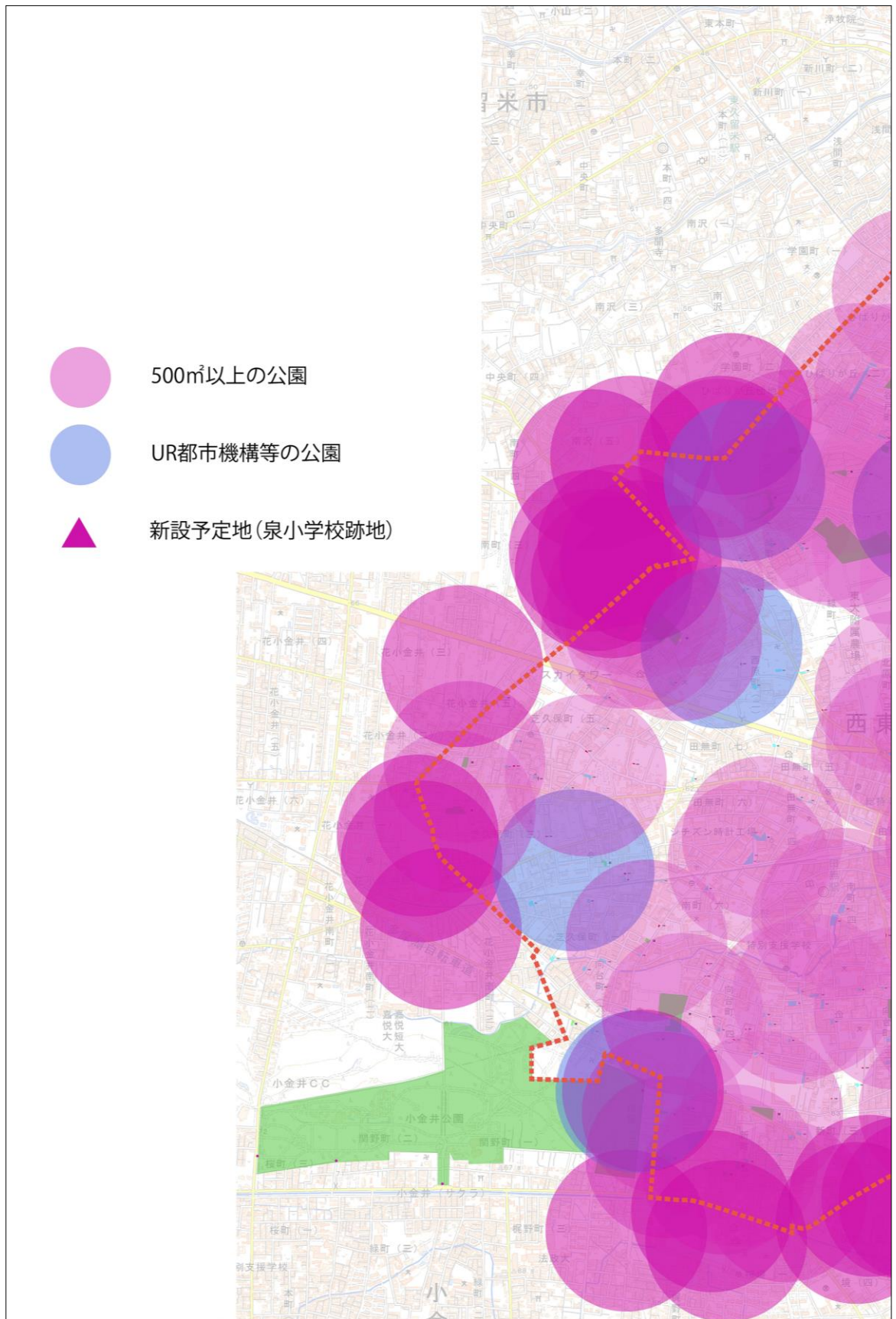
- ・特別緑地保全地区
- ・栄町二丁目樹林地
- ・近隣区市の公立公園
- ・都立公園及び緑地保全地域

### 【公園の誘致圏】

#### ◆半径 250m（街区公園の誘致距離と同様）

- ・誘致距離の起点は公園の中心
- ・ただし、近隣公園、地区公園、都立公園については当該公園の出入口







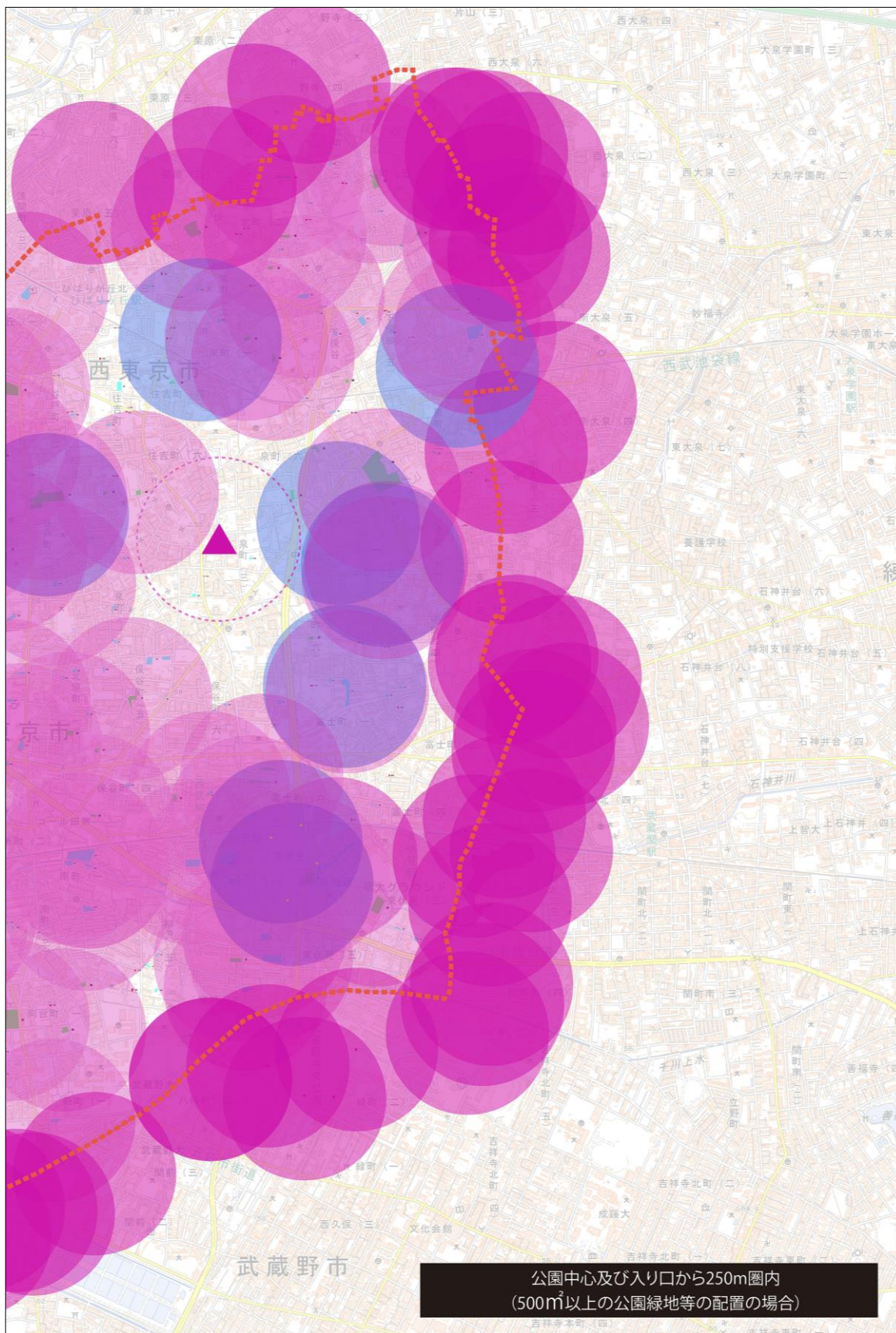


図 3.3 配置済扱いとする公園のプロット (500㎡以上)

## 施策②：借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には新たな公園の設置を目指そう

公園空白地区に 500 m<sup>2</sup>以上の公園を新設するためには、まとまった土地の確保が必要です。そのためにも、公園空白地区における借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には、土地の取得を行い新たな公園の設置を目指します。これは、民間の土地の相続等による生産緑地の減少や樹林の伐採等により、みどりが失われつつあるという地域の課題も背景にあります。見直し後の基準において公園空白地区の傾向がみられた地域の中で、例えば北町や下保谷地区のように生産緑地等が多い地域については、特に地域全体のみどりの保全やみどりの質の確保に配慮した公園の新設を目指します。

見直し後の基準において公園空白地区の傾向がみられた泉小学校跡地周辺の地域については、平成 27 年 3 月に閉校となった泉小学校跡地の一部を活用し、新たに約 5,000 m<sup>2</sup>の公園を整備する予定です。さらに、新たに整備する高齢者や障害者の福祉施設とともに一体的な土地開発とすることで、子供から高齢者まで多世代が集う公園づくりを目指します。また、主な整備方針としては、公園の活用の自由度を広げていきたいという市民要望を反映し、ボール遊びができる公園として整備します。また、泉小学校が担ってきた防災拠点としての役割を引き継ぐとともに、災害時に必要となる設備等を整備し、さらに小学校として活用されてきた記憶、メモリアルに配慮した公園整備を目指します。

なお、公園空白地区において 500 m<sup>2</sup>以上の土地売却が発生した場合は、その用地を取得し公園の新設を目指します。その際、公園空白地区における公園新設の考え方として、公園空白地区に借地公園がある場合は、既に公園として整備されている借地公園を優先的に取得し、公園空白地区に借地公園がない場合は、生産緑地等を取得し公園の新設を目指します。

また、公園空白地区において既存公園の面積が 500 m<sup>2</sup>未満であっても、隣接地を取得するなど、500 m<sup>2</sup>以上の公園として整備し、公園空白地区の解消に努めます。



写真 泉小学校跡地の様子

## 公園空白地区における公園新設の考え方のまとめ

### 【公園空白地区における公園新設の考え方】

- ・ 基本的には街区公園規模以上の公園整備に努める
- ・ 公園実態調査で利用の多くみられた 500 m<sup>2</sup>以上の公園の新設を目指す
- ・ 誘致距離 250m(街区公園基準)、公園面積 500 m<sup>2</sup>以上の公園を配置済みとする
- ・ 公園空白地区について優先的に公園の新設を目指す

### 【土地取得の考え方】

#### ①公園空白地区に借地公園等がある場合

- ・ 将来的な取得の可能性を考慮し、借地公園の用地取得を優先しながらも、生産緑地等についても必要に応じて柔軟に検討

#### ②公園空白地区に借地公園等がない場合

- ・ 生産緑地等の民地を含めて土地を取得し、公園の新設を目指す



### 基本方針③：老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう

#### 【基本方針】

公園は子供から高齢者まで誰もが利用することのできる公共施設です。そのため、日頃から公園遊具等や樹木に対して維持管理や更新を適切に行うことで、市民の安心な利用の基盤となる安全管理を行います。また、現状の公園を魅力的に更新していくためには、安全管理の視点に加え、公園遊具等や樹木の質の確保も重要です。そのため、公園遊具等の老朽化や樹木の老木化については、安全及び質の両面から計画的な維持管理や更新及び伐採を進めていきます。

公園遊具等の老朽化の対応としては、市民のニーズに合った更新を行うことで質の確保を目指します。例えばボール遊びのニーズが高い地域では、遊具等を撤去してボール遊びができる公園として更新することや、高齢化が進んだ地域では、公園の遊具等を健康遊具に更新するなどが考えられます。また、老朽化した遊具等による事故の防止対策を行うとともに、防犯対策として防犯カメラや公園灯の設置や更新を検討することで、利用者の安全に配慮した管理を行います。

樹木の老木化への対応としては、計画的な更新や伐採を行うことで、利用者の安全管理を行います。また、良質なみどりの確保や利用者の憩いの空間となる木陰の創出等を行うことで魅力的な空間の創出を目指します。

### ◆基本方針③に関連する市民の意見

#### 【理想】

- ・ 新しく公園をつくるだけでなく、現状の公園を魅力的にしていくことも大切
- ・ 地域ごとの公園の特色を活かしながら公園の運営や活用を進めていきたい
- ・ 公園ごとにいろいろな種類の使い方ができるようにしていきたい
- ・ 公園に1つでも個性のある遊具や場所をつくっていきたい
- ・ 起伏など子供が何かしたくなるような場所をつくっていくことが大切
- ・ 地域に良質なみどりを確保していきたい

#### 【課題】

- ・ 公園周辺の地域が高齢化しているため、遊具のある公園を使う人がいない
- ・ 遊具があるだけでは魅力的な公園とはいえない
- ・ ボール遊びなど禁止事項が多く、かつ遊具なども整っていない公園はどのように使ってよいか分からない
- ・ 人通りが少なく夜間は暗い公園は防犯面の不安がある
- ・ 日陰がないとゆったりとくつろぐ雰囲気にならない
- ・ 樹木や雑草など公園の管理の手が届いていない公園がある
- ・ ベンチなど公園の設備が劣化している公園がある
- ・ 公園におけるベンチ等の休憩施設の設置が十分ではないと感じるなど、利用に重点を置いた更新や整備を進めていく必要がある

#### 【解決のアイデア】

- ・ 地域で話し合いながら、公園設備をリニューアルしていこう（例えば遊具を健康遊具に変更等）
- ・ 公園設備リニューアルのための地域のニーズの把握を行おう

#### 【意見】

- ・ 維持管理費を抑えながら、既存の公園をどのように運営していくかがポイント
- ・ 遊具が充実し、作りこまれた公園は逆に利用の自由度が低いこともある

## 【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

### 施策①：公園遊具等の老朽化に伴い市民ニーズに合った更新をしよう

市の公園は、約3分の1が共用開始から30年以上経過しています。そのため、公園の中には、公園遊具等の老朽化や周辺地域の高齢化により、設置当時とは地域のニーズが大きく変化したものがあります。また、公園遊具のみならず、水道やトイレ等も更新の時期に差し掛かっているものも多く、市民からはトイレの新設や老朽化対策及び洋式化の要望も多く挙げられています。

これらの現状を踏まえ、老朽化した公園遊具等については、撤去及び地域のニーズにあった更新を推進します。基本的な考え方としては、まずは公園遊具等の維持管理を適切に行いながら利用者の安全管理を行い、その上で市民のニーズに合った機能の更新を進めていきます。例えば、公園の遊具等については、市民から「遊具があるだけでは魅力的な公園とはいえない」や「ボール遊びなど禁止事項が多く、かつ遊具なども整っていない公園はどのように使ってよいかかわからない」、また「公園周辺の地域が高齢化しているため遊具のある公園を使う人がいない」という意見等があります。このような意見を踏まえながら、例えばボール遊びのニーズが高い地域で公園遊具等が十分に整っていない公園については、遊具等を撤去してボール遊びができる公園として更新することや、高齢化が進んだ地域で子供たちが利用していない公園については、公園遊具を健康遊具に更新するなど、地域のニーズに合った公園づくりを目指します。

個性ある公園づくりという視点では、市民のアイデアとして、公園ごとに目玉となるような遊具や子供が何かしたくなるような起伏等の場所、また子育て世代からのニーズが高い水場を整備していくことで、地域にユニークな公園を増やしていこうという声もあります。このような市民の想いを実現するためにも、市民と継続的に対話を行いながら地域のニーズを把握するとともに、大きな更新を検討する際には市民協働による事業を推進します。また、市民の意見として、ベンチ等の劣化や設置の不足を指摘する内容が多く見られることから、公園遊具等の更新の際には、休憩施設としての利用にも重点を置いた更新や整備を進めます。

利用者の安全に配慮した管理としては、遊具等による事故の防止のため、日常点検や専門業者による定期点検を行い、老朽化したものは随時、撤去や更新を行います。また、防犯対策としては、市民からの見通しの悪い公園や人通りが少なく夜間に暗い公園に防犯面の不



安を感じているという意見を踏まえ、該当する公園には防犯カメラや公園灯の設置や更新を検討します。公園灯に関しては、省エネルギーに配慮してLED化を推進します。

## 施策②：樹木の老木化への適切な対応により良質なみどりを確保しよう

樹木の植生管理として、老木の伐採や樹木の維持管理及び更新を適切に行うことで、利用者の安全管理を行うとともに、地域に良質なみどりを確保します。

老木の伐採や樹木の更新を判断する方法として、日常点検や樹木医による点検・診断等を行います。また、西原自然公園のように樹木の維持管理を市民協働で推進することも、みどりの質を確保する取り組みの例として挙げられます。公園管理者と市民が協働して良質なみどりの確保に取り組むために、おおぞら公園の例では、公開樹木診断等を実施し、公園づくりのプロセスを市民と共有することで、市民の樹木への理解や知識を深めながら、公園づくりへの参加機運を醸成しています。

また、樹木単体のみどりの質の確保だけでなく、利用者の憩いの空間となる木陰の創出等、公園全体としての良質なみどりによる魅力的な空間を創出するという視点も大切にし、老木の伐採や樹木の維持管理及び更新を適切に行います。

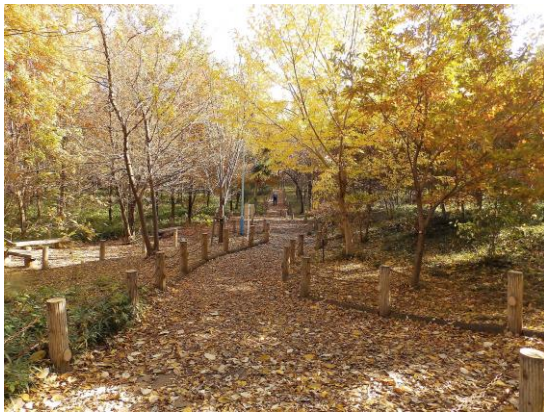


写真 良質なみどりの例（西原自然公園）

## 基本方針④：市民や民間と協働して公園づくりを進めよう

### 【基本方針】

これまで市が進めてきた、市民協働による公園づくりや西東京いこいの森公園を中心とした民間の活力の活用による市民サービス向上の取り組みを基に、さらなる魅力的な公園づくりを進めていきます。

市民協働の推進については、「健康」応援都市における公園づくりの根幹的な取り組みです。公園で活動することは、毎日の生活の中に、運動や外出の機会といった身体的な健康だけでなく、つながりや居場所づくりといった精神的な健康づくりの機会を創出することにつながります。また、そのように公園づくりの活動に参加し、地域の生活環境を豊かにするために主体的に行動する市民が増えると、都市の生活環境そのものが健康になっていきます。そのような視点から、「健康」応援都市としての市民活動を積極的に支援するために、例えば、若者や女性が参加したくなるような公園づくりの講座の充実や公園づくりの楽しさを魅力的に伝える情報発信、子供たちが地域について学び主体的に考え行動するきっかけとなるような工夫を行い、地域全体で公園づくりへの参加の機運を醸成します。

民間活力の活用については、これまでの都市公園は、行政が設置・管理運営することが一般的でしたが、社会状況の変化により、公園施設の設え方、使い方に多様化、高度化、柔軟性が求められ、主体が公から民、あるいは民との協働が求められている時代潮流があります。国土交通省が公表した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめにおいても、都市公園は多機能性を発揮すべきとされ、民との連携を加速することなどが提言されています。市においても、平成28年度から市全体の約6分の1区域に該当する西東京いこいの森公園を中心とする約50公園で指定管理者制度を導入しています。これにより、民間の発想やノウハウを活かした市民サービスの向上や公園経営による維持管理経費削減の効果をあげています。今後は、これまでの課題等の検証を行いながら更新時期を考慮し、指定管理区域の拡充を目指します。

また、市民からも「既存の公園施設を活用して、公園にカフェ等をつくれると良い」や「公園にカフェ等の民間事業者が出店し、その賃料を公園の整備や活動資金に充てられると良い」という意見もあることから、都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）等、民間活力を活用する新たな手法を導入しながら、魅力的な公園づくりを進めます。

## ◆基本方針④に関連する市民の意見

### 【理想】

- ・ 既存の公園施設を活用して、公園にカフェ等をつくれると良い
- ・ 遊び方を一緒に考えるコミュニティがあると良い
- ・ 公園で活動することで地域につながりや居場所が増える
- ・ 子供たちが遊びを通して主体的に考えて行動するきっかけをつくっていききたい
- ・ 公園づくりの講座などを充実させて参加者を増やしていきたい
- ・ 公園でカフェ等の民間事業者が出店し、その賃料を公園の整備や活動資金に充てられると良い
- ・ カフェをオープンしたり、モノを販売したり、イベントの参加費をとるなど収益をあげる公園をつくろう
- ・ 駄菓子屋など子供が集まりたくなる機能を併設しよう

### 【課題】

- ・ 自分たちの活動を知ってもらうための情報発信が難しい
- ・ 現状では助成金がないと活動できないので、継続するためには自分たちで資金づくりを進めていく必要性も感じている
- ・ 民間ノウハウの活用により、若い世代の公園の活用は進んだが、高齢者が静かに過ごせる場が少なくなったという声もある

### 【意見】

- ・ 市民と話をしながら公園の将来を考えていくことが大切
- ・ 市民の想いをどれだけ実現できるかが大切
- ・ 民間活力の活用を進めることで、公園を利用する人やプログラムが増えた

## 【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

### 施策①：市民協働を推進し、公園づくりに楽しく参加する市民を増やそう

市民協働による公園づくりでは、楽しさやデザインを重視した活動支援や情報発信を行うことで、公園づくりに参加する市民を増やすことを目指します。

市民が公園で実現したいことは様々であり、そのためには市民と公園管理者の協働が必要です。市民が公園で実現したいことの例として、比較的大きな公園では、子供たちがボール遊びや水遊びができ芝生にテントも張れるような家族で楽しめる公園づくり等があり、また小規模公園では、常設のプレーパークづくりやシェア農園づくり等があります。また、設置管理許可制度を活用する例として、オーガニックなカフェやエコロジカルな商品を販売する店舗等があり、公園全体に Wi-Fi が整備されているような、様々な世代や職種の人が過ごせる公園をつくっていきたいという意見もあります。それらの実現に向けて、市民協働担当職員を中心に、継続的に市民と対話を進めるとともに、公園における市民の主体的な活動を、情報、制度、ノウハウ、資金等の様々な側面から支援する仕組みづくりを行います。そのような、市民協働を推進する仕組みとして、市民協働で事業を実施することを前提に、公園を活用したい市民と共に、公園管理者が設置する事務局が企画の実現を支援する取り組みを行います（図 3.4）。具体的には、まずは事務局を発足し、市民の活動を支援できる体制をつくります。次に、計画の策定を通して市民から発案された公園活用のアイデアを広く市民に伝えます。これを受けて、アイデアを実現してみたい個人や団体は、事務局と相談・協議を進めながら活用する対象公園を選定し、アイデアの実現を目指します。アイデアの実現は、ある一定の期間を設けた試験的な実施とします。試験的な実施を通して、公園周辺の市民の意見を踏まえ、相談・協議を行います。また、事務局は、主体的な市民の活動を支援・バックアップを行い、情報発信にも協力し、近隣住民に対しても活動する市民と二人三脚での活動の実現に努めます。

この仕組みは、公園づくりに参加する市民を増やすという考え方から市内の公園を対象に運用を進めますが、特に市の課題である小規模公園や緑地の活用を目指します。市民協働での小規模公園や緑地の活用については、計画の第4章で詳細を記述します。

また、市民の意見として、公園づくりの活動における情報発信や活動資金が課題として挙げられます。そのため情報発信については、市民協働担当職員が支援を行うとともに、各公園に共通するデザインコード等の設置も検討する等、統一感のあるデザインや情報発信に

取り組みます。活動資金については、指定管理者の収益事業や公募設置管理制度 (Park-PFI) による売り上げの一部を公園の維持管理費だけでなく、市民の活動資金に充てる仕組みづくりについても検討します。

市が育成に取り組んでいる自立した公園ボランティア組織は、約 900 人 (平成 29 年 12 月末) の公園管理協力会員の登録があります。今後は、ボランティア養成講座を積極的に推進する等、さらなる公園ボランティア活動の活性化を支援するとともに、市民協働の推進により、公園ボランティアと連携した公園の維持管理を進めていきます。

公園と近隣施設との関連として、図書館、福祉施設、保育園、児童館、小中学校、商業施設等が近隣にある公園については、各施設と連携の強化を図ることで公園の活用を進めていきます。例えば、児童館や高齢者福祉施設が近隣にある場合は、公園で音楽や昔遊び等の活動を通して子供たちと高齢者が交流できる仕組みづくりも考えられます。また、小中学校が近隣にある場合は、自然教育や自然エネルギーや雨水の活用による環境教育、小中学生と協働した食育の推進などが考えられます。

また、例えば公園に児童厚生施設の設置を行うといった公園以外の公的活用の検討を進めるために占用要件の緩和を行う等、様々な施設と公園を一体的に整備活用する方法も考えられます。

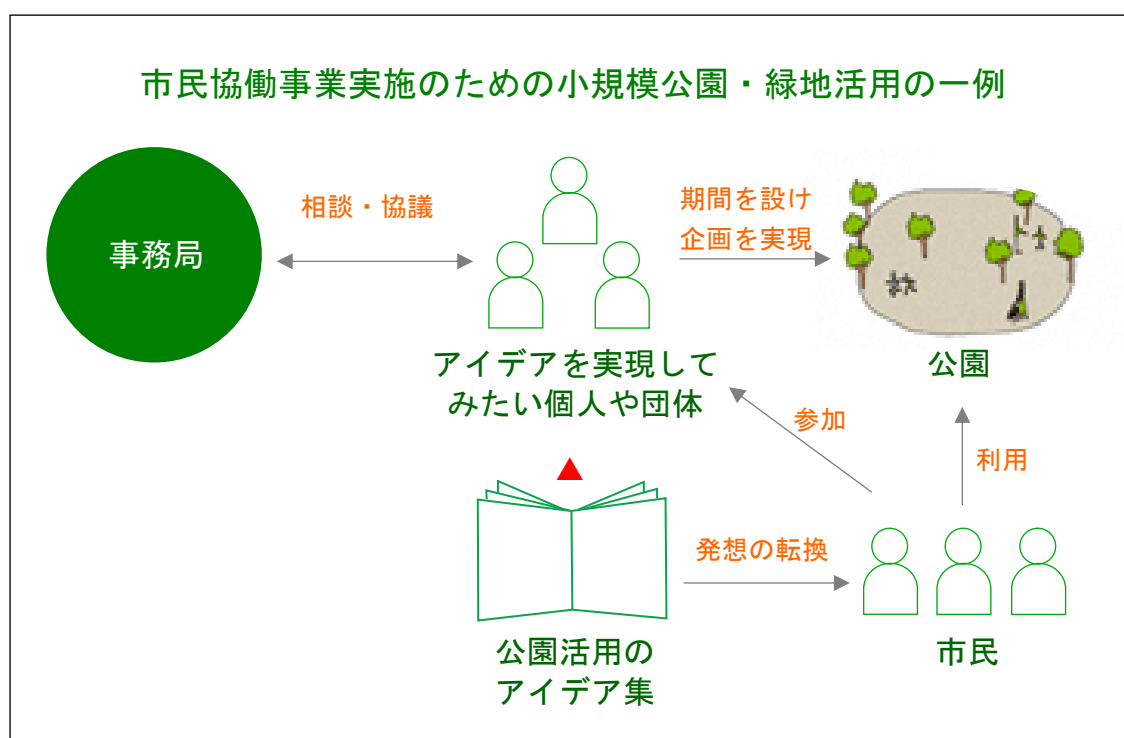


図 3.4 市民協働事業実施のための小規模公園・緑地活用の一例



## 施策②：民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう

民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上や維持管理費の抑制に努めます。そのため、これまで西東京いこいの森公園周辺の約 50 公園で取り組んできた民間活力の活用における課題等の検証を行いながら、更新時期を考慮し、指定管理区域の拡充を進めます。

市民サービスの向上という点においては、市民からも、民間活力の活用により公園プログラムや利用者が増えたという意見もあります。西東京いこいの森公園の例では、ケータリングカーで購入した飲食物が食べられるパークリビングカフェの設置や機材のレンタルが可能なバーベキューサービス、市内の農家と協働したファーマーズマーケット、子育て団体と協働した親子プログラム等、市民向けの様々なプログラムが実施されています。また、民間の発想やノウハウを活かした公園経営を進めることで、市民サービスの向上を図りながら維持管理経費を抑制する成果をあげています。さらに、市民協働事業の積極的な推進を目指し、公園管理者による市民協働担当を配置し、行政とも協働しながら市民活動の支援も行っています。

今後は、さらなる民間活力の活用のため、公園のサイズごとに協働のビジョンを定めていきます。比較的大きな公園については、都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度 (Park-PFI) 等の手法を活用することで、コーヒーショップや地元の人気のお店等による質の高い市民サービスを提供することが可能となります。また、それらの店舗等が設置されることで、地域に公園を拠点として新たな人の循環が生まれるなど、地域経済への波及効果も期待されます。さらには、民間事業者による店舗等の収益施設の設置による賃料や売り上げの一部を公園づくりや市民活動の資金に充てることで、魅力的な公園づくりを行いながら利用者を増やす好循環をつくる仕組みも検討します。

この考え方は、市が公園管理者の場合だけでなく、例えば西東京いこいの森公園周辺のように、指定管理制度により民間事業者が当該エリアの複数の公園の公園管理者である場合も適用できるよう契約内容等の作成や更新を行います。具体的には、別の民間事業者が公募設置管理制度 (Park-PFI) により、設置施設を含む公園全体を活用し、収益事業を可能とすることを検討します。その場合、指定管理者である民間事業者に賃料や売り上げの一部が支払われる仕組みも併せて構築します。

さらに、地域のシンボル拠点となり得る大きな公園については、民間事業者とスポンサー契約を結び、公園のネーミングライツの活用を進めることで、公園づくりのための財源の確保を目指します。

小規模公園や緑地についても同様に、民間活力の活用し、民間事業者が施設の新設や既存施設を改修することで、公園を活用して実施することを可能とします。ただし、小規模公園や緑地については面積が小さいことから、設置施設を含めた公園全体を管理することを基本とします。

小規模公園や緑地は、1つの公園につき1事業者による管理とし、例えば飲食店が運営するカフェパークや本屋が運営するブックパーク、子育て系のNPOが運営するプレパーク等、地域に特色のある公園の創出を目指します。

その際、別々の地域にある点としての公園を活用するだけでなく、エリアリノベーションの考え方を基に、同じ地域にある複数の公園に民間活力を活用し、面的に地域の公園の活用を進め、エリア全体の価値の向上を図ります。一方で、市民協働による小規模公園や緑地の活用において、例えば、市民が製作したテラスやベンチを設置したり、市民主体のハーブ園などの整備を検討します。



## 基本方針⑤：小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう

### 【基本方針】

市は小規模公園や緑地が多く、維持管理費の増加が課題となっています。また公園実態調査の結果からも、500 m<sup>2</sup>以上の比較的大きな公園は利用がみられましたが、調査対象公園数の6割を占める100 m<sup>2</sup>未満の小規模緑地や300 m<sup>2</sup>未満の小規模公園は利用があまりみられなかったことも分かっています。それらの小規模公園や緑地は、公園実態調査においては市民の利用がみられませんでした。私たちの生活に身近なみどりやオープンスペースの確保という視点からは、地域の生活環境を豊かにする要素であるとも考えることができます。それらは空間単体として点で捉えると小規模なものですが、地域に複数存在する小規模公園や緑地を面的に捉え、相互の関連をつくりながら再生することができれば、それはエリア全体の生活環境に関わるような大きなアクションになり得ます。そのような視点から、新たな小規模公園や緑地の提供を抑制する仕組みづくりを進めながら、既存の緑地や公園については様々な市民ニーズの受け皿として活用することで、市民協働による小規模公園や緑地の活用を進めます。

具体的には、まずは市民から小規模公園や緑地の活用アイデアを募り、市民協働でアイデアの実現に向けたアクションを起こし、小規模公園や緑地をフィールドに活動を実践します。活用の例としては、地域の自主管理においてハーブ園として活用することで良質なみどりを確保するアイデアや、ハンモックに揺られながら本を読むことができる公園、DIYで製作されたカウンターを使って週末になるとバーが開催される公園等のアイデアがあります。それらのアイデアの実現の際には、商工会や農業従事者等の関連団体との連携も図ります。

また、市民の小規模公園や緑地の活用を支援する仕組みづくりを進めるとともに、例えばひとりでも楽しめる公園の使い方の開発等、小規模公園や緑地の使い方のアイデアを広めるためのツールづくりや情報発信も行います。それらの方法や市民のアイデアについては、次章で詳しく記述します。

## ◆基本方針⑤に関連する市民の意見

### 【理想】

- ・ 小さい公園は1つの機能に特化して専用公園にしよう
- ・ 自分たちの手でつくれる公園があったらよい
- ・ 近隣にいろいろな種類の公園があって、自分で選択しながら使えると生活が楽しくなる

### 【課題】

- ・ 地域には小さな公園が多く、維持管理が課題となっている
- ・ ゴミ集積所と一体になっている公園は環境が良くない
- ・ ベンチや遊具も何もなく、公園の禁止事項はある
- ・ 入り口のガードやフェンスが入りにくさを感じさせる
- ・ 三方が住宅に囲まれており、人の庭のようで入りづらい
- ・ 小さすぎて公園であることが地域に認知されていない

### 【解決のアイデア】

- ・ ひとりでも楽しめる公園の使い方を発明しよう
- ・ 公園の使い方のアイデアが広がるアイデア集をつくろう
- ・ アイデア集をヒントに、市民のアイデアを実現していこう
- ・ 市民の公園づくりの活動や想いを地域内外に発信していこう
- ・ ベンチやテラスなどDIYで公園をつくろう
- ・ ホップを育てクラフトビールづくりを行ったり、公園にBARをつくってみよう
- ・ 移動販売などをやってみたい事業者に貸してみよう
- ・ ハーブの収穫祭やマルシェ等が連携し、食のイベントを開催しよう

### 【意見】

- ・ 公園をつないだネットワークで活用や運用を考えることが必要
- ・ 小さな公園が多いが、現状あるものを廃止するのは難しいので、活用を進めていくことが現実的な解決策だろう
- ・ 開発に伴う提供公園等の条例を見直す必要があるのではないか
- ・ 利用が少ない小さな公園は統廃合することも検討してはどうか
- ・ 小規模公園には、高齢者が散歩のついでに立ち寄りストレッチをする器具やベンチの設置が求められている

## 【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

### 施策①：市民や民間等による小規模公園や緑地の活用を推進しよう

公園実態調査で利用があまりみられなかった小規模公園や緑地の多くは、地域で公的な公園や緑地と認知されていないことや、また認知されていたとしても小さすぎて使い方がイメージできないといった課題を抱えています。

市民協働で小規模公園や緑地の活用を進めるためには、まずは地域で小規模公園や緑地が誰でも活用できる空間であることの発信や、公園の新たな活用に向けた発想の転換を図る必要があります。

そのような状況を踏まえ、小規模公園や緑地の活用のアイデアを市民協働で実現することで、市民が自宅や職場の近くの小規模公園や緑地の存在に気づき、既存の公園の使い方とは異なる活用方法をイメージするための機運づくりを行います。また、小規模公園や緑地を活用した市民活動を支援することで、特色ある小規模公園や緑地づくりを行うとともに、それらの活動を広く発信し、小規模公園や緑地を楽しく活用する市民を増やします。

小規模公園や緑地で実現を目指すアイデアの例としては、DIYで公園のベンチや遊具を製作するアイデアや、コミュニティガーデンでホップを育てみんなでクラフトビールづくりを行うアイデアのように、既存の公園ではみられないような活用方法があります。また、複数の公園にアーティストの作品を展示して公園を巡る美術館をつくるアイデアや、休憩ポイントをつないで魅力的なウォーキングコースを企画するアイデア、またエリアの複数の公園をハブのコミュニティガーデンとして活用し、食をテーマに収穫祭やマルシェの開催を行うアイデア等、エリアの公園を線的あるいは面的につなぐような活用のアイデアもあります。また、設置管理許可制度等を活用しながら市民活動に必要な設備を設置したり、公園以外の公的活用の検討を進めるための占用規制要件の緩和等の検討も行います。これにより、小規模公園や緑地を1つの機能に特化した専用公園とする等、アイデアの実現に必要な制度的な支援を行いながら市民協働での小規模公園や緑地の活用を目指します。

そのような活動を地域の様々な場所で市民とともに繰り返し実践することで、小規模公園や緑地の活用の機運を醸成するとともに、公園づくりの活動に楽しく参加する市民を増やし、公園を拠点に健康な生活環境づくりを推進していきます。

しかし、小規模公園や緑地は住宅地の中にあることも多く、周辺環境への配慮も欠かすことのできません。したがって、アイデアの実現を目指す際には、市民と事務局が協働し、地

域のニーズにあった活用を進めることも重要です。

市では小規模公園や緑地の数が多く、その数は年々増加しています。小規模公園や緑地の維持管理が課題となっている現状を踏まえ、開発に伴い提供される小規模公園や緑地の地域管理を目指します。市内の小規模公園や緑地の多くは、開発事業等に伴い整備され提供されたものです。地域にみどりやオープンスペースを生み出すことで、生活環境を豊かにする側面もありますが、公園実態調査の結果からも市民に十分に活用されていない傾向にあるのが現状です。また、開発に伴い提供される小規模公園や緑地は、市域全体でのバランスとれた計画的な配置の実現が難しく、小規模公園や緑地の多い地域に新たに小規模公園や緑地が提供されることもあります。

しかし、例えば保谷町ローズガーデンのように小規模公園であっても市民協働で自主管理（地域管理）を行うことで質の高いみどりを確保している事例等、コミュニティガーデンが地域の生活環境の向上に寄与している事例もあります。このような事例を踏まえて、今後は地域管理により独自の公園ルールを定め、地域にあった利用ができる公園づくり等、市民協働での小規模公園や緑地の地域管理や活用の仕組づくりを行います。さらに、開発に伴い提供される小規模公園や緑地と、既存の公園や緑地とが隣接する場合は、これらを一体の公園として活用することも目指します。

## 基本方針⑥：財源の確保の方法を工夫しよう

### 【基本方針】

都市のみどりの減少傾向を踏まえ、みどりの保全・確保や公園空白地区を考慮した公園整備など、計画的な公園緑地の整備が望まれています。しかし、少子高齢化が進展する中、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられます。そのため、これまで以上に財政のスリム化、効率化を図る必要があることから、みどりの基金の充実など、公園整備のための財源確保に取り組む必要があります。

財源確保の方法のひとつとして、地域にみどりが十分に確保されている場合は、小規模公園や緑地の提供に替えて、金銭納付の基準を見直すことで、公園整備の原資であるみどり基金の充実を図ります。また、開発に伴い緑地や公園が設置される場合は、設置された緑地を提供者や地域で管理していくのが理想です。このような地域管理できる仕組みづくりも検討することで、質の高いみどりの確保を目指します。

また、市民サービスの向上を図りながら、財源確保を進める方法として、民間活力の活用も推進していきます。例えば、指定管理者制度では、維持管理費の抑制で一定の成果を上げています。今後は、これまでの取り組みについての課題等の検討を行いながら、民間事業者による管理区域の拡大も検討し、さらなる維持管理費の抑制を目指します。さらに、維持管理費を抑制するだけでなく、公募設置管理制度（Park-PFI）等を活用しながら、民間事業者によるカフェや店舗等の設置や公園の管理運営を促し、公園づくりに必要な資金の一部を公園で行う収益事業により生み出す仕組みづくりも進めていきます。

また、公園づくりに関わる様々なデザインや情報発信に重点的に取り組むことで、公園や公園を拠点としたエリアのブランディングを推進し、ネーミングライツの活用や民間事業者による広告収入、さらには例えばトートバック等のオリジナルグッズの販売等を行いながら財源の積極的な確保を目指します。

## ◆基本方針⑥に関連する市民の意見

### 【理想】

- ・ 管理棟などの既存施設を改修して市民や民間に貸し出してはどうか
- ・ 提供公園の維持管理は提供者に自主管理してもらうことが理想である

### 【課題】

- ・ これ以上、小規模公園や緑地を増やさないように条例の改正も視野にいれるべきである
- ・ 小規模公園や緑地が近接することもあり、エリアでマネジメントする仕組みづくりが必要である

### 【解決のアイデア】

- ・ みどり基金の充実やみどりの質の確保に向けて協議を行おう
- ・ 公園の維持管理にもみどり基金が活用できるようにしよう
- ・ 移動販売などをやってみたい事業者に貸してみよう
- ・ 公園の管理棟などの既存施設等を改修し、民間のカフェやお店を誘致することで公園で収益をあげる仕組みをつくろう
- ・ 公園の活動プログラムや空間の魅力でブランド化を図り、オリジナルグッズの販売や広告収入等を得る仕組みをつくろう
- ・ 講座などを開催し、公園づくりの知識やスキルを持った市民を増やそう

### 【意見】

- ・ 維持管理費を抑えながら、既存の公園をどのように運営していくかが大切
- ・ セントラルパークのように、公園の恩恵を受けている周辺の人からお金を集めるなど抜本的なアイデアも検討をしてはどうか
- ・ 地域に暮らす実感として、緑地等が付近にある場合の距離は100mが適切と感じる
- ・ 金銭納付は目的ではなく、質の高いみどりを保全するための手段である

## 【基本施策】

市民のニーズを反映するため以下の施策を実施します。

### 施策①：みどり基金の充実を図るとともに原資となる金銭納付の基準を見直そう

みどり基金の設置の目的は、みどり基金条例において「緑の保護、育成、緑地の確保等の緑化事業の推進を図るため」と定められており、その資金は緑地や公園整備の原資となります。

地域に偏りのない計画的な公園整備を行うには、基となる財源の確保が必要であり、その主な方法とひとつとして、みどり基金の充実が挙げられます。みどり基金の主な原資は、開発に伴う金銭納付となっています。

市では人にやさしいまちづくり条例における、「人にやさしいまちづくりは、地球環境への配慮、緑の保全と創出、人と緑の触れ合いについて策定した市の定める緑化に関する計画に基づき行われなければならない。」との理念の下、開発に伴う緑地等の設置基準を定めていますが、「開発区域の形状、地勢により条例に規定する緑地を設置できないとき、又はその他の理由により設置する必要がないと市長が認めたとき」は、緑地の設置ではなく金銭での納付を認めています。

みどり基金の目的が、緑の保護、育成、緑地の確保等の緑化事業の推進であることから、人にやさしいまちづくり条例の基本理念を尊重しつつ、この基準を見直し、開発が予定されている地域に既に十分なみどりが確保されていると判断できる場合は、開発の協議を行うこととします。これにより、長期的な公園運営の視点の基に、公園空白地区等に質の高いみどりを有した緑地や公園を設置できるようにします。また、設置された緑地は、例えば保谷町ローズガーデンのように地域管理とする仕組みづくりを行うことで、市民協働の結果としての良質なみどりの確保や維持管理費の抑制を目指します。

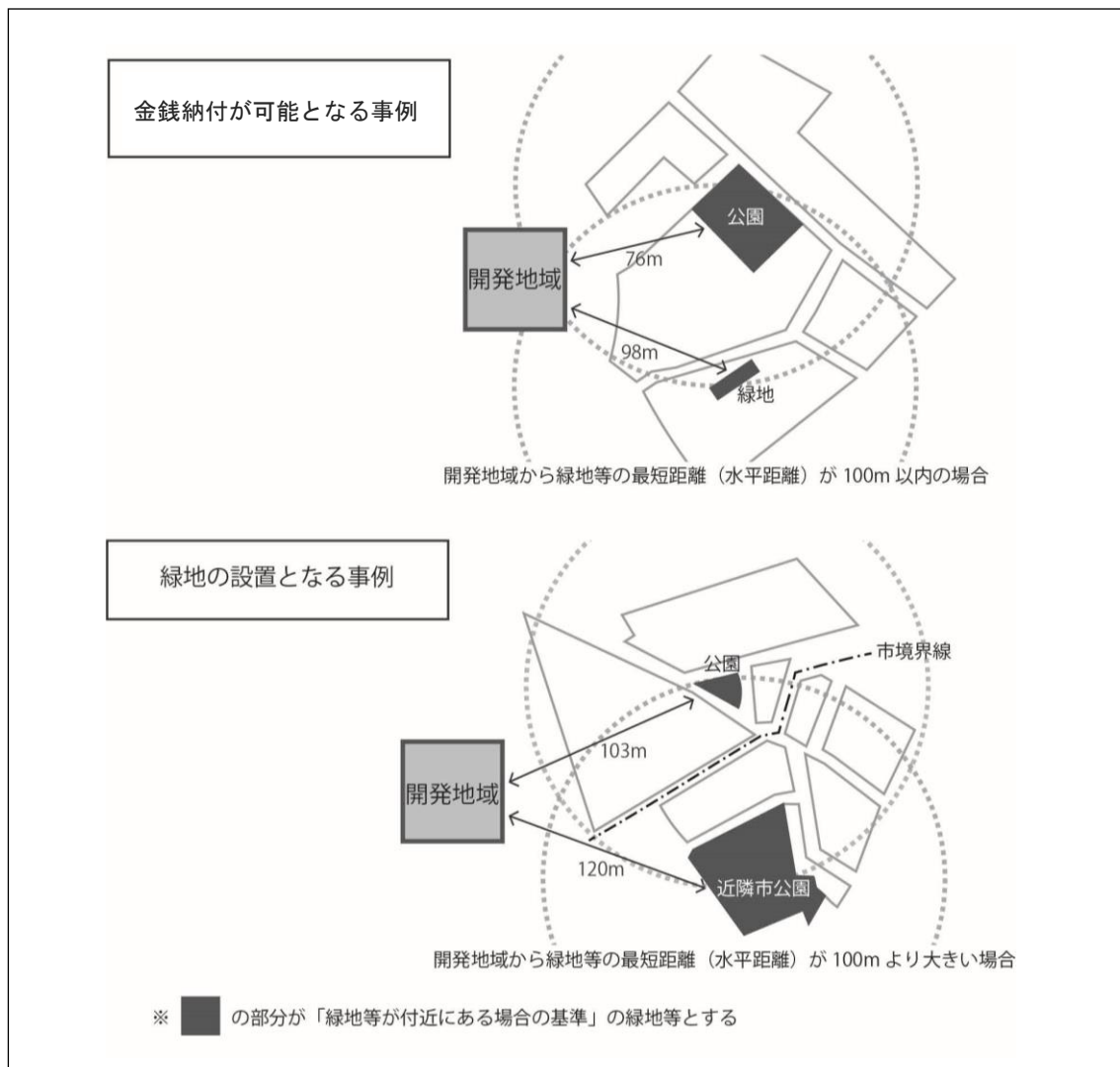
金銭納付を可能とする条件として、『緑地等が付近にある場合』も認め、みどり基金の充実を図ります。本市において『緑地等が付近にある場合』については、表 3.3 と定め、具体的な基準例は図 3.5 に図示しています。

また、これまで公園の新設に活用されてきたみどり基金の活用方法についても見直しを行い、公園のリニューアルやみどりの保全、維持管理等にも活用できるように進めることで、より地域の状況や市民のニーズを反映したかたちで、良質なみどりの確保を目指します。



表 3.3 緑地等が付近にある場合の基準

緑地等が付近にある場合の基準	
項目	基準
緑地等とは	① 市立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園 ② 都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園 ③ 市立公園ではないが、土地所有者が、国、東京都、区市である次の施設 ・特別緑地保全地区 ・栄町二丁目樹林地 ・近隣区市の公立公園 ・都立公園及び緑地保全地域
付近にある場合とは	開発区域の境界線から水平距離で 100m の範囲内に既存又は新設予定の緑地等が存在する場合（100m で接する場合を含む）







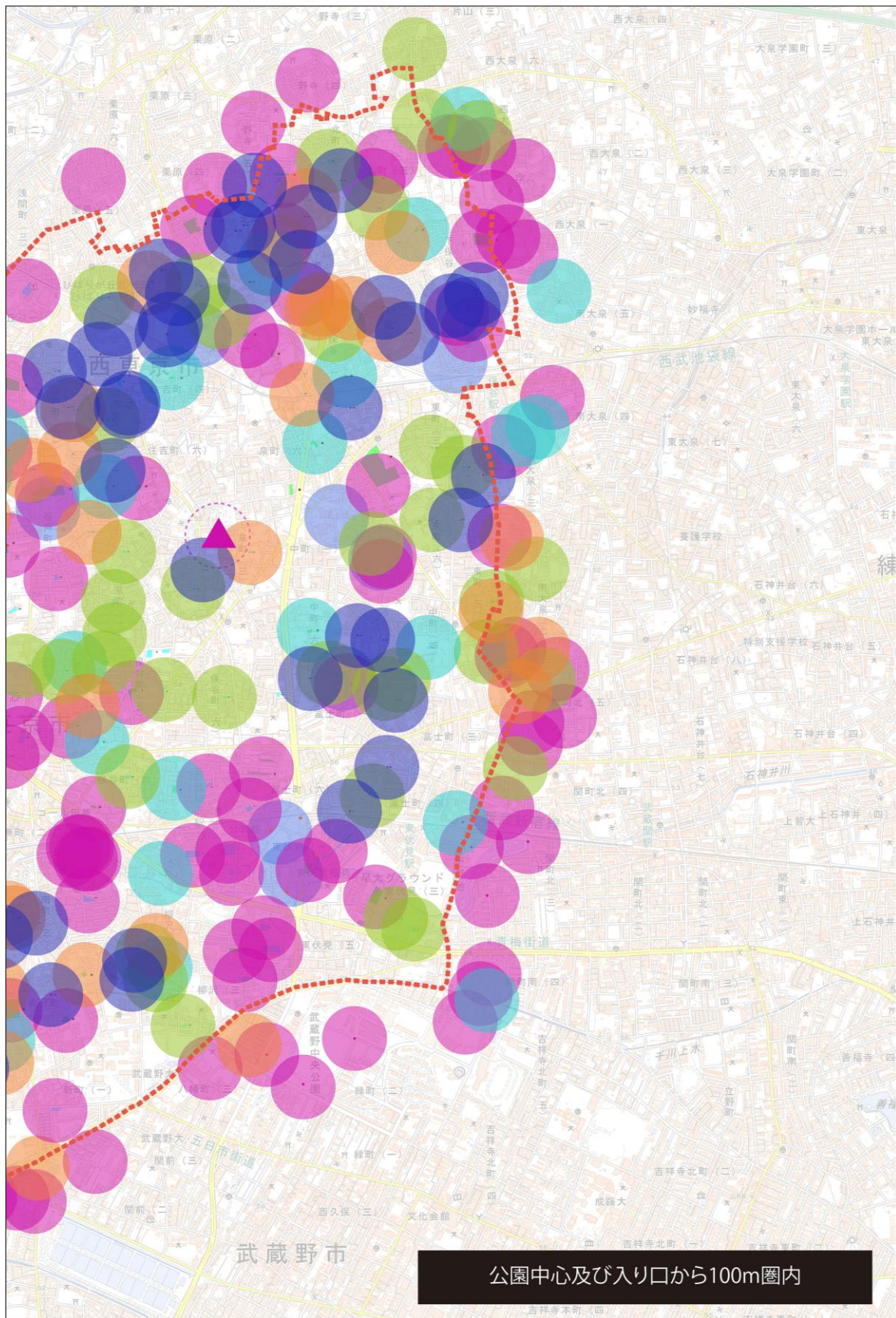


図 3.6 緑地等が付近にある場合（水平距離 100m）の公園配置イメージ

## 施策②：民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう

民間活力を活用し、市民サービスの向上を図りながら、収益事業による公園づくりを進めます。また、市民協働で公園づくりや緑地の維持管理を進めていきます。

比較的大きな公園については、公募設置管理制度 (Park-PFI) 等の手法を活用することで、民間事業者が例えば公園内にコーヒーショップや地元の人気店舗等の収益施設を設置し、事業を行うことを可能とします。また、それらの民間事業者による賃料収入や収益の一部を公園づくりの資金とする仕組みづくりも行います。さらに、公園内に店舗等があることで、公園を拠点として地域に新たな人の循環が生まれるなど、地域経済への波及効果も期待されます。さらに、地域のシンボル拠点となり得る比較的大きな公園については、民間事業者とスポンサー契約を結び、公園及び公園施設等のネーミングライツの活用を進めることで、公園づくりのための財源の確保を目指します。民間活力を活用し、さらなる維持管理費の削減を図ります。そのため、指定管理者制度における課題等の検証を行いながら、更新時期を考慮し、指定管理区域の拡充を進めます。

小規模公園や緑地についても、民間事業者との連携を促すことで、収益事業の可能性を検討します。ただし、小規模公園や緑地は面積が 300 m<sup>2</sup>未満と小さいことから、設置施設を含めた公園全体の管理運営を行うことを基本とします。小規模公園や緑地においても同様に、賃料や売り上げの一部を公園づくりの資金として活用する仕組みづくりを進めます。

さらには、小規模公園や緑地においては市民協働を推進し、市民が公園を活用して収益事業を行い、市民活動の資金づくりを行うことができる仕組みづくりも進めます。また、小規模公園や緑地で市民のニーズを反映した活用を進めながらも、市民協働で公園づくりを行うことで、公園の維持管理費も抑制するなど、双方にメリットがある事業推進を目指します。

### 3-3 「健康」 応援都市における公園づくりのまとめ

本章では、市における公園づくりの具体的な考え方と施策について記述しました。

これらの内容を市民協働で検討するために平成 28 年度より継続的に市民ワークショップを開催し、参加者とともに公園の利用の実態調査を実施し、小規模公園の利活用についてアイデアを出し合いました。また、有識者、公園ボランティア及び公募市民を交えた公園市民懇談会においては、計画における方向性について議論を深めました。庁内に設置した公園配置計画策定庁内検討委員会においては法的な確認や関連計画との整理などの下準備を行いました。なお、本章に掲げた基本方針と基本施策に基づき、都市計画・福祉・保育・教育・産業振興・防災など、庁内の連携を図ります。

「健康」応援都市における公園づくりの実現に向けて、既設の公園を現在のニーズに合わせ、また、老朽化した施設の安全性を確保するなどリニューアルにより利用される公園に改変することや公園空白地区に利用される規模の公園の整備を進めること、これまで開発によって提供されてきた小規模公園や緑地の活用など、これまでの公園の利用の枠にとられない方法やアイデアが必要になります。

そして、この計画を市民協働で推進することが、「健康」応援都市の実現を目指すためには欠かせません。なぜなら、計画の策定や実施を市民協働で推進することを通して、公園づくりに参加する市民が増えることは、運動やつながり、生きがいづくり等を実践する市民が増えることであると考えからです。公園づくりを進めながら、地域の課題を解決する活動に楽しく参加する市民が増えると、その地域の生活環境は豊かで健康なものに変わっていくことが期待されます。

以上のような視点を基に、市民協働での計画の実施を通して、公園づくりに参加する市民を増やし、「健康」応援都市の実現を目指します。

